

平成27年度第1回山形県男女共同参画審議会概要

(平成27年7月2日開催)

< 諮問 >

飛塚子育て推進部長より、新計画の策定に関する知事からの諮問書が、伊藤眞知子会長に手渡された。

< 協議事項 >

- (1) 「新山形県男女共同参画計画（仮称）」及び「新山形県DV被害者支援基本計画（仮称）」の策定について
- (2) 「新山形県男女共同参画計画（仮称）」及び「新山形県DV被害者支援基本計画（仮称）」の体系（案）について

< 質疑内容 >

委員：

男女共同参画計画の体系案には基本の柱Ⅳに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とあるが、DV被害者支援計画では、どこになるか。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

基本の柱Ⅰ（男女が互いの人権を尊重したDVを許さない社会づくり）の1（DV防止に向けた県民意識の醸成）になる。

委員：

男女共同参画については、社会ではある程度、認知され、進んできているのではないか。我が家でも小学生の子ども（男の子）に弁当は自分で作るよう言っているが、同じくらいの子どもから「男のくせに」とからかわれることもある。小学生の頃から、家庭や学校で男女共同参画について教えていくことが大切である。

芸能人の夫婦で、妻の親の介護をするために、夫が引退するというニュースを聞いた。自分は13年間、病院と自宅で親の介護をしたが、ホームヘルパーや家政婦等、民間のサービスも利用して、なんとか働きながら介護をした。今は、施設になかなか入れないという制度的な問題もある。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

介護を理由に毎年10万人が離職しており、うち2割は男性である。これが、日本のGDPを1%押し下げていると言う論もある。少子高齢化により生産年齢人口が減少している上に、介護を理由に辞める人がいる。また、生涯未婚率も上昇しており、未婚の子どもが親を介護する

ケースは増えると推測される。要介護人口は増加する一方で、施設の入所数は一定数で推移していることを考えれば、居宅での介護が増えていく。こういった現状については女性も男性も留意すべき点である。

委員：

新たな計画の方向性にある「貧困やDVなど困難を抱えた人への対応」について、新計画の体系には貧困やDVといった文言がないが、どこに位置付けられるか。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

基本の柱Ⅳの施策の方向の3つ目「生活上様々な困難を抱える人々への対応」の中に位置付ける予定である。今回提案させていただいている施策の方向は現時点でのイメージであり、わかりやすい形にとの御意見があれば、対応したい。

委員：

造り酒屋で働いている。酒造りは昭和40年代までは女人禁制だったが、社会構造の変化等により、昭和50年代から少しずつ女性が入り始めた。6月に開催されたイベントで、ベテランの男性杜氏と30代の女性杜氏の対談があり、男性杜氏が「女性の杜氏は雇用してもすぐにやめてしまう。」と話していた。詳しく聞いてみると「男女共同参画だから、米袋の運搬など力仕事や深夜帯の勤務も含めて、すべて男女平等に扱った。」と話され、男性に力が入りすぎていると感じる。男女共同参画なのだから、全て同じでないといけない、と考えている男性もおり、体力差等を考えれば、平等だけが先行すべきではない。

委員：

今の話を聞いて、労働局は制度を作る側だが、意義を正しく伝え、理解してもらうことの難しさを感じた。

介護の話では、要介護者の居宅での介護が増えている要因は、介護する側の人材不足であり、施設での介護を増やすには、人材を増やす必要がある。

男女共同参画についても、夫婦間の育児負担等についても、労働者への周知が不足しているように感じる。

一人親家庭への支援、子どもの貧困への支援、またDV被害者への支援については、関係機関が連携し、切れ目ない支援を行っていくことが重要だと思う。

会長：

性別で比べるのではなく、個人を見ていく必要がある。誤解している人がいると思う。計画の目標についてはどうか。

委員：

男女雇用機会均等法の制定から30年が経過し、国の制度も女性の意識も変わってきている。男女共同参画計画の目標についてだが、現計画で言っている「持てる力を発揮し」という表現は自発的に個人が自分の力を発揮するイメージであるのに対し、新計画の目標で言っている「いきいきと能力を発揮」という表現は、周囲の理解があって、それを前提に個人が能力を発揮できるというイメージとなりいいと思う。男性でも家事が得意など、それぞれ個性があるので、それぞれが持っている力を認めあえることが必要だと思う。

委員：

先ほどの説明で、人権の大切さという話が出たが、計画の目標にある「思いやり」という表現と「人権」では、人によって受け止め方が異なるように思うがどうか。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

男女共同参画を考える上で、まず第一に重要なものとして、人権の尊重というものがあると考えている。人権を尊重するという事は、お互いに相手のことを認め、思いやるということととらえて、目標の文言となっているものである。

委員：

男女共同参画計画の現計画では目標に「みんなが」と入っているが、新計画の目標には主語が入っていない。抜いた理由はあるか。

また、DV計画の基本の柱のI-3に加害者対策の推進とあるが、加害者には高齢者で認知症の人も増えていると思うので、福祉関連部局との連携が重要と考えるがどうか。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

まず2つ目の高齢者層のDVについては、福祉関連部局と連携を取って進めていきたい。

次に1つ目の新男女共同参画計画の目標に「みんなが」抜けていることについては、今後検討するが、「思いやり」にはみんながみんなを思いやるという意味合いが含まれていると考えており、目標の長さなども考慮しながら総括的に考えていきたい。

会長：

よく聞くのは、認知症の高齢者が子どもから暴力を振るわれ、被害者になるケースだと思うが、事務局は福祉関連部局と連携し取組みを進めてほしい。

委員：

資料4の数値目標のうち、施策の方向1の②「企業等におけるポジティブアクションの促進」の「男女労働者間の格差解消に取り組む事業所割合」が、現行計画を策定した時よりも低下し

ているとあるが、感覚的には増えているものと感じるが、低下した理由は何か。

また、男性の育児休業取得率の評価が「◎」となっていることも疑問を感じる。まだまだ低いのではないか。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

まず、1つ目の「男女労働者間の格差解消に取り組む事業所割合」については、確認し、後日回答させていただく。

2つ目の男性の育児休業取得率については、現計画では、指標設定時より上昇することを目標としていたため、評価としては「◎」となるが、現状として取得率はまだまだ低いと感じている。国でも今年度発表した少子化対策大綱案において男性の育児休業取得率の目標を13%としており、県の次世代計画においても13%を目標に掲げている。新計画でも国の目標にならって数値目標を検討すべきと考えている。その際に、「育児休業」の定義を、育児・介護休業法に基づく育児休業のみとするのか、法律には基づかないが、企業独自の取組みにより実践している育児目的の休暇も含めるのかといった内容についても併せて検討していくことが必要である。

委員：

新計画の基本の柱Ⅰ－1「男女共同参画」に対する正しい知識の啓発に依る社会全体の意識改革とは、具体的にはどういうものか。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

内容としては、例えば現行計画の基本の柱Ⅲ－9にあるような若い世代からの男女共同参画に関する教育が挙げられる。26年度に実施した県民意識調査においても、また事前に実施した女性団体等からの意見聴取においても、女性が指導的地位に就くことへの理解が足りないという声があった。若い世代を含め、あらゆる世代に対し正しい知識を普及させていくことが必要である。

委員：

教育については、県男女共同参画センター・チェリアとしても長年取り組んできており、大変重要と考えるので、きちんと位置付けてほしい。

会長：

委員が話すとおり、教育や学習は大変重要である。加えて、資料3の国の第4次男女共同参画基本計画では、基本的な方針Ⅳ－⑩に「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」として教育とメディアが一つの分野になっており、疑問もある。それぞれ大切であり、県の計画ではどのようにするかについても、次回までに検討いただきたい。

委員：

私は、黒川能が長く受け継がれてきた旧櫛引町黒川地区に住んでおり、春日神社で神職に就いている。地域力が大きく、家を大事にする。20代の頃は屋号で呼ばれることに抵抗があったが、子どもができてからは近所の人に助けてもらうことも多く、地域全体で育ててもらっていると感じる。三世代同居率が高く、世代を越えて協力していかなければいけないという意識が強い地域である。三世代同居率の高い山形県としては、計画の中で、世代を越えて協力しあうことの大切さを示すべきではないか。また、「共に支え合う地域づくり」は、DVの防止にとっても重要であると思う。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

大変心強い御意見である。地域における男女共同参画の推進については、たとえ計画策定を進めていったとしても、家庭や地域の中に男女共同参画の考えを浸透させることは難しく、事務局でも課題と捉えている。委員の皆様から、ぜひアドバイスをいただきたい。

委員：

天童市の男女共同参画推進委員会の委員を務めている。以前開催された天童市のタウンミーティングでは、町内会長に女性が少ない理由として、被選挙人が世帯主とされているため、結果的に女性は会長になれない状況にあることが挙げられた。また、女性自身が女性町内会長になれないという固定観念を持っているようにも見受けられる。無理にでも会長を女性にして前例をつくると、広がるのではないか。

また地域の教育に携わっているトップである学校長であったり、PTA会長の多くが男性であるように感じる。そういったところにも女性を多く輩出し、子どもに対し、いい意味での刷り込みをしていく必要があるのではないか。

会長：

東日本大震災を受けて、酒田市が防災組織に女性の視点を入れる取組みを行っている。震災発生時は、女性の視点も重要になることが明らかになったからであるが、こうした取組みが広がることは他の参考にもなり、意味がある。優良事例については、モデルとして広めていくことが大切である。

委員：

教育の分野に含まれるのかもしれないが、地域活動や政策などの意思決定の場のほか雇用の場においてロールモデルを作って女性が活躍するメリットを強調していくことが大切である。

委員：

今回の体系案に記載がないが、セクシャルマイノリティについても盛り込むか。現在、性同一性障害や同性愛の事者は、20人に1人とも言われており、ぜひ盛り込んでほしい。また、DV被害者基本計画にも、同性間や性同一性障害当事者のような声を出しにくい被害者への配慮を入れてほしい。

事務局（若者支援・男女共同参画課）：

近年、自治体レベルでも動きが出てきていることも踏まえ、県の計画でもどういう形で盛り込むか、検討していきたい。

委員：

山形県男女共同参画センターでは、団体が行う男女共同参画に資する事業に助成を行っているが、町村部では活動団体が少なく、行政の取組みも、趣旨に合致する既存事業を男女共同参画推進施策に位置付けるに留まりがちである。住民に男女共同参画の推進をアピールしていくには、既存事業だけでは弱く、男女共同参画推進のための具体的な施策を考えていく必要があると思う。

会長：

人がいるところに全て男女共同参画は関係してくるため、全ての施策に男女共同参画の視点を入れていくことは重要なことである。